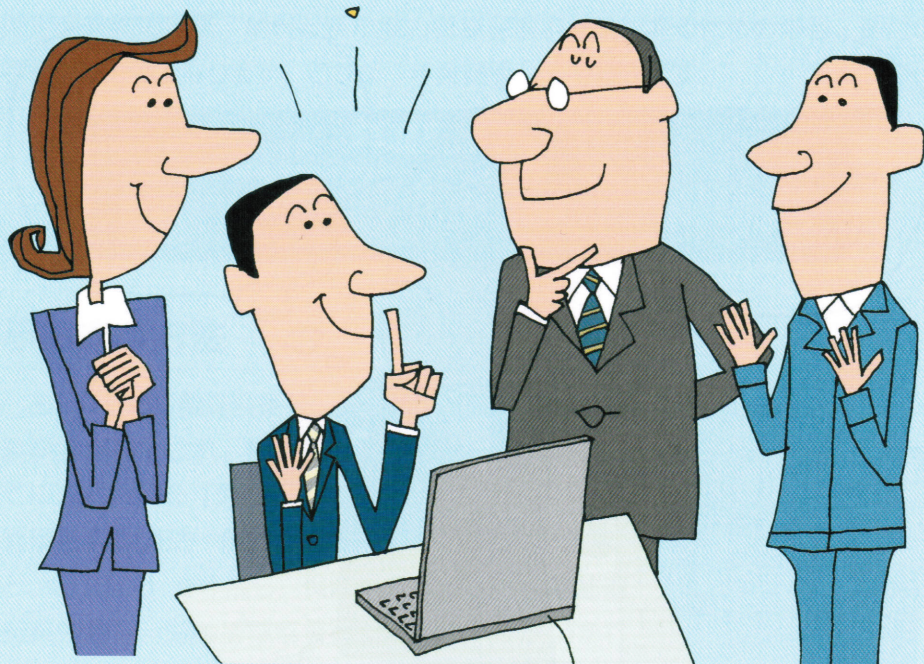


事業主の皆様へ

全国12都市で労働保険 年度更新・電子申請 電話相談会を開催!

(詳しくは6頁をご覧ください)

労働保険の年度更新手続きは
電子申請の時代です
社会保険労務士にお任せください



全国社会保険労務士会連合会
都道府県社会保険労務士会

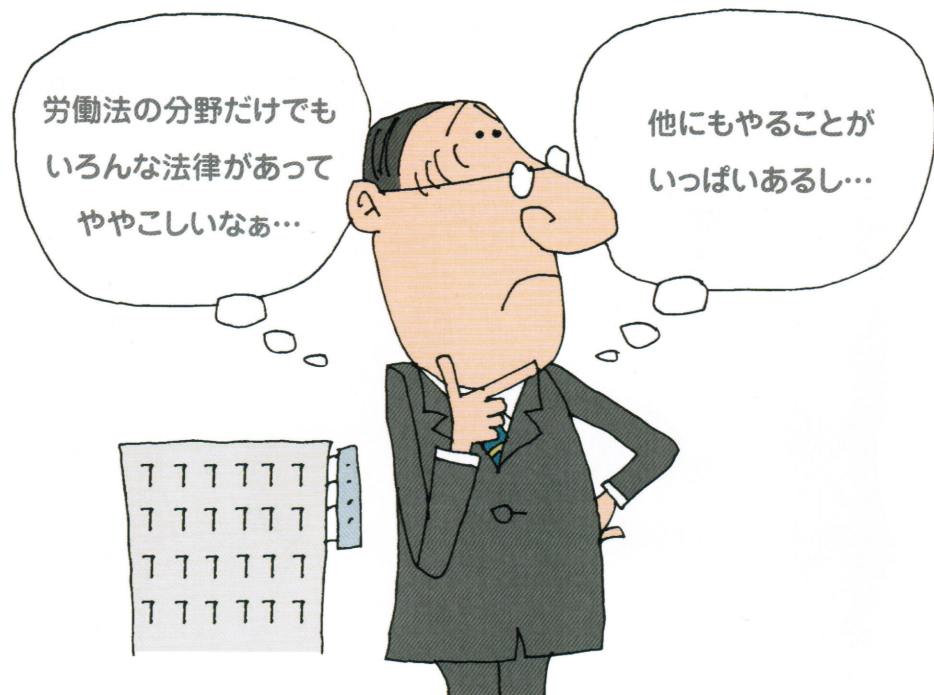
どうしてですか？

労働保険の年度更新手続き

事業主にも法律知識が求められるの？

労働法の分野では、それぞれの働き方に合わせた制度が用意され、事業主の皆様は、企業のコンプライアンスを徹底するため、「労働基準法」、「労働契約法」を中心に、「労働者派遣法」、「パートタイム労働法」、高齢者が定年後も働き続けるための「雇用保険法」等について、常に知識を新たにすることが求められるようになりました。

特に、労働者を労働災害や失業などから守るための労働保険（労災保険、雇用保険）については、法令に基づき、各種の事務手続きが必要であり、毎年度、保険料を納めるために行う**労働保険年度更新**の事務は、非常に煩雑で事業主の皆様の悩みの一つになっています。



労働保険の年度更新のしくみ

申告時期が変わりました

平成21年度から、労働保険の年度更新の申告時期が、6月1日から7月10日までの間に変更されました。これは、労働保険と社会保険の保険料徴収を一元化するための厚生労働省の政策によるものです。

労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、「保険年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間）」を単位として計算されることとなっており、その額はすべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています。また、労働保険は、保険年度ごとに概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定した後に精算する仕組みになっています。したがって、事業主は前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。

年度更新手続き

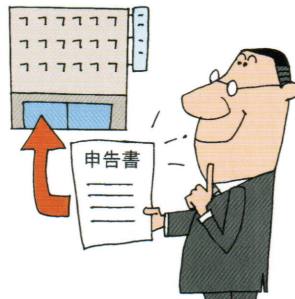
前年度の保険料
(確定精算)

+

当年度の保険料
(概算払い)

手続きの方法

あらかじめ労働保険番号、事業の所在地・名称、保険料等が印書され、都道府県労働局から各事業主あてに送付される「労働保険概算・確定保険料／石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」（以下「申告書」といいます。）を作成し、保険料等を添えて所轄都道府県労働局、労働基準監督署及び金融機関のいずれかに提出する必要があります。



労働保険の年度更新は 電子申請で

電子申請を利用した手続き

労働保険の年度更新手続きは、労働局から郵送される申告書（紙）による従来の手続きのほかに、厚生労働省の「労働保険適用徴収・電子申請システム」による電子申請等ができます。

電子申請を利用することにより、手続きのために行政機関等の窓口に出向くことなく、夜間や休日でも手続きを行うことができる等、事業主の皆様には大きなメリットがあります。



電子申請を利用した手続きのメリット

手続きのために行政機関等の
窓口に出向く必要がなくなる

24時間いつでも利用できる
ので、夜間や休日でも手続き
を行うことができる

ご存知ですか？

電子申請では、他にもこんなことができます

電子申請を利用すると、労働保険の年度更新手続きのほか、どこの会社でも頻繁に行われる以下の労働保険や社会保険関係の主な手続きを行うことができます。

電子申請ができる主な手続き

労働保険関係

雇用保険

被保険者資格取得届
被保険者資格喪失届
被保険者転勤届

社会保険関係

健康保険・厚生年金保険

被保険者資格取得届
被保険者資格喪失届
被保険者報酬月額算定基礎届

準備を整えて 電子申請を利用

電子申請の利用方法

電子申請では、作成した申請書等を送信する際に、「電子証明書」が必要となります。事業主の皆様には、「労働保険適用徴収・電子申請システム」にて利用可能な電子証明書を、事前に取得していただくことが必要になります（※取得の際は、住民票の写し及び印鑑証明書等の書類をご用意いただくこととなります。）。

また、労働保険の年度更新手続きは、「労働保険適用徴収・電子申請システム」を利用するため、専用のソフトを「労働保険適用徴収・電子申請 お知らせページ」から入手して、会社のパソコンで使えるようにします。この準備ができると、いよいよ「労働保険適用徴収・電子申請システム」を利用した電子申請が行えることになります。



事業主の電子証明書を取得

厚生労働省の認定事業者に取得の申込



厚生労働省の電子申請ソフトを取得

「労働保険適用徴収・電子申請 お知らせページ」から
専用ソフトを入手、会社のパソコンに設定



取得した電子申請ソフトで手続き

電子申請ソフトを使って手続きを開始

労働社会保険手続きに関して 事業主の皆様が行う事務

労働社会保険手続きは事業主の皆様にとって負担？

企業規模に関わらず、年度更新をはじめ、労働社会保険関連の書類作成や申請手続きには、思ったよりも時間と労力を費やしているものです。

労働社会保険事務手続きは、企業経営において欠かすことのできない業務であり、労働保険の年度更新などの定期的な手続きのほかにも、従業員の入退社や出産、死亡などの都度手続きが必要になります。

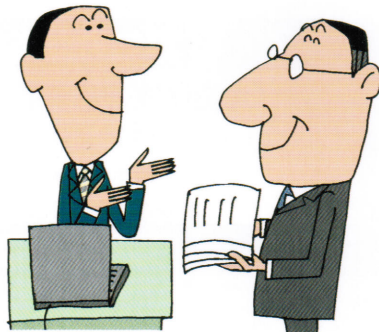
ある調査によると、労働社会保険事務手続きを自社で行っている事業主の3割が、「申請書の記入事項の多さや難しさ」、「書類を提出するために窓口まで足を運ばなければならない」等の理由により、手続きに関する業務を「負担に感じる」と回答しています。



社会保険労務士は労働社会保険の専門家

社会保険労務士は、労働社会保険の専門家として、これらの業務を正確かつスピーディに、事業主の皆様へ代わって行います。

社会保険労務士に業務を依頼すれば、今までの労働社会保険事務手続きに費やしていた時間や人件費を大幅に削減できるとともに、電子申請を行う際に必要となる事業主の電子証明書が不要となるなど、事業主の皆様は、経営に専念することができます。



全国社会保険労務士会連合会が 電話相談会を開催!

全国12の都市で電話相談を開催中!

全国社会保険労務士会連合会では、事業主の皆様から労働保険年度更新や電子申請に関するご相談に対応するため、厚生労働省からの委託を受け、以下の全国12都市に電話相談窓口を開設します。

1. 開設期間

平成21年7月31日までの月曜日から金曜日（祝祭日を除く）

2. 開設時間

10:00~17:00（12:00~13:00を除く）

3. 受付電話番号

札 幌	011-520-1957
仙 台	022-714-8250
さいたま	048-865-6112
東 京	03-3260-7822
横 浜	045-263-8840
新 潟	025-232-0061
静 岡	054-200-1300
名古屋	052-881-1090
大 阪	06-6882-6014
神 戸	078-341-0995
広 島	082-962-1150
福 岡	092-432-7766



社会保険労務士はほかにもこんな業務を行います

1. 労働社会保険諸法令に基づく各種の申請書等の作成、提出

事業主にとって煩雑な労働保険の年度更新事務、社会保険の算定事務など、労働社会保険分野の複雑で多岐にわたるさまざまな事務手続を円滑かつ的確に処理します。

2. 労務管理に関するコンサルティング

企業の健全な発展の鍵である人事労務管理について、専門家の視点でそれぞれの企業に適した提案やアドバイスを行うなど、経営者や働く皆さまのご相談に応じています。

3. 年金相談

年金の加入期間、受給資格等についてご相談に応じ、わかりやすく説明いたします。また、年金の裁定請求に関する書類を依頼人の皆様に代わって作成、提出いたします。

社会保険労務士への業務依頼は、お近くの社会保険労務士会へ

北海道	011-520-1951	石川県	076-291-5411	岡山県	086-226-0164
青森県	017-773-5179	福井県	0776-21-8157	広島県	082-212-4481
岩手県	019-651-2373	山梨県	055-253-4004	山口県	083-923-1720
宮城県	022-223-0573	長野県	026-223-0811	徳島県	088-654-7777
秋田県	018-863-1777	岐阜県	058-272-2470	香川県	087-862-1040
山形県	023-631-2959	静岡県	054-247-5920	愛媛県	089-907-4864
福島県	024-535-4430	愛知県	052-889-2800	高知県	088-884-6673
茨城県	029-226-3296	三重県	059-228-4994	福岡県	092-414-8775
栃木県	028-647-2028	滋賀県	077-526-3760	佐賀県	0952-26-3946
群馬県	027-253-5621	京都府	075-417-1881	長崎県	095-821-4454
埼玉県	048-866-5110	大阪府	06-4800-8188	熊本県	096-346-1124
千葉県	043-223-6002	兵庫県	078-360-4864	大分県	097-536-5437
東京都	03-5227-7661	奈良県	0742-35-9100	宮崎県	0985-20-8160
神奈川県	045-640-0245	和歌山県	073-425-6584	鹿児島県	099-257-4827
新潟県	025-265-9295	鳥取県	0857-26-0835	沖縄県	098-863-3180
富山県	076-441-0432	島根県	0852-26-0402		